

# 小松市地区体育施設の使用の手引き

## 1. 使用できる団体（※原則すべてを満たす団体）

	要件	備考
(1)	5人以上の団体	優先
(2)	半数以上が小松市内に在住、在勤又は在学する者で構成される団体	優先
(3)	高校生以下で構成される場合は、成人の責任者がいる団体	必須
(4)	スポーツ安全保険等の保険に加入している団体	必須

※公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する団体は、使用を認めません。

## 2. 共用時間

(1) 屋内：8:00～22:00

(2) 屋外：5:00～22:00 ※鶴ヶ島グラウンドゴルフ場にあつては日没まで

※12月29日～翌年1月3日は休業日です。

## 3. 申請期間

中学校部活動の地域展開に伴い、地域展開の団体の使用を優先とします。

(1) 中学校部活動地域展開の団体：3か月前から1年度単位で受付します。

(2) 一般の使用団体：1か月前から3か月単位で受付します。

※使用期間は4～6月、7～9月、10～12月、1～3月の3か月単位とします。

※申請期間も最大3か月です。他に利用希望団体がない場合は、3か月ごとに最大1年間自動延長されます。

※他の利用希望団体と調整が必要となり、日程が変更となった場合は、再度申請書の提出が必要です。

※申請受付後であっても、地域展開の団体からの利用希望がある場合は、そちらを優先させていただきます。

※原則として、夜間における年間の使用は、100時間を超えないものとします。

※構成員の半数未満が市民の団体と5人未満での使用者については、定期使用はできません。不定期の使用として受付します。

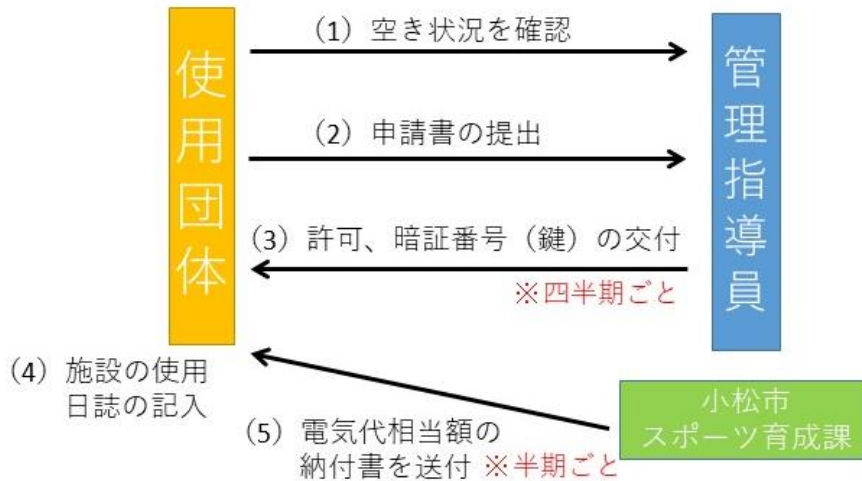
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①	地域展開の団体	申請期間	←→														
		利用期間				→											
②	地域展開の団体	申請期間				←→											
		利用期間							→								
③	一般	申請期間			←→												
		利用期間				→											
④	一般	申請期間			←→												
		利用期間				→											
⑤	一般	申請期間			←→			←→									
		利用期間				→											

他に利用希望団体がない場合、3か月ごとに自動延長

他に利用希望団体がない場合、3か月ごとに自動延長

他に利用希望団体があり、利用日が変更となった場合、再申請

#### 4. 使用手続きの流れ



(1) 管理指導員に空き状況を確認。

※管理指導員の連絡先は小松市まちづくり市民財団(0761-23-5961)まで、お問い合わせください。

(2) 「地区体育施設使用登録及び使用申請書兼減免申請書」を記入し  
管理指導員に提出。

※様式は市 HP からダウンロード可能です。



(3) 管理指導員が日程調整等を行い、申請団体に許可、体育館解錠の暗証番号(鍵)を交付。

(4) 施設を使用、使用日誌を記入。

(5) 電気代相当額を納入(市から送付される納付書で使用した電気代相当分を納入。

半年分の実績により11月・5月に納付書を発送)

#### 5. 鍵の管理

鍵の管理は鍵ボックスで行います。使用団体は、責任者が暗証番号を管理し、他団体には絶対に教えないで

ください。また、団体内で暗証番号を知る人は2人までとします。なお、暗証番号は3か月ごとに更新します。  
スペアキーの作製・所持は厳禁です。スペアキーの使用が確認された場合、地区体育施設の使用停止も

あり得ます。



<開け方>

(1) 暗証番号(10桁)を入力

(2) 右下の「✓」を押す

※押し間違えた場合は、左下の「×」を押し、再度はじめてから入力してください。

※5回連続で間違えた場合、赤いLEDライトが点滅し、警報(25秒間)がなり、5分間パスワードで開けられなくなります。5分間待ってから、再度入力してください。

※キーボックスの開け方について、わからないことがあれば、管理指導員へ問合せください。

## 6. 管理日誌

使用後は、必ず日誌を記入してください。

体育館は、施設内に、置いてあります。屋外の施設は、管理指導員にお尋ねください。

## 7. 電気代相当額について

受益者負担の観点から、照明使用の場合、電気代相当分を使用者に負担していただきます。

(1) 屋内：100 円/時

(2) 屋外：150 円/時

※使用団体によっては、減免対象となる場合もありますので、その場合は、管理指導員にて判断させていただきます。

※期限までに納入いただけない場合は、今後の使用をお断りさせていただく可能性も ございますので、ご注意ください。

## 8. 使用上の注意

(1) 許可を受けた目的以外での使用はしないでください。

(2) 屋内体育施設を使用する際は、屋内専用シューズ・器具等を使用してください。

スパイク等の屋外シューズ、屋外で使用した器具(ソフトテニスボール等)も屋内では決して使用しないでください。

(3) 体育館の**壁に強くボールを当てないように**注意して活動してください。

(4) 体育館の床表面の保護層が剥がれることやテープの跡が残ることを防ぐため、原則として**床面にテープを貼ることを禁止します**。ただし、やむを得ずテープを貼る必要 がある場合は、事前に市民財団もしくは管理指導員に相談してください。

(5) 運動場のフェンス等をボールが越えるような使い方はしないでください。

(6) 敷地内で飲酒・喫煙は厳禁です。

(7) 使用時間を守ってください(準備及び片付けも使用時間に含む)。

(8) 使用後は施設の後片付け・清掃・消灯・施錠等を行うとともに、ごみは持ち帰ってください。

(9) 路上駐車、違法駐車は厳に慎むとともに、騒音等で**近隣住民に迷惑をかけないよう**配慮してください。

(10) 施設に傷がついた場合及び設備の故障等を発見した場合は、速やかに市民財団もしくは管理指導員に報告してください。

適切な施設使用にご協力いただけない場合は、一時的な使用停止、団体登録の抹

消などの措置を取ることがあります。

◆問合せ先◆	
小松市スポーツ育成課 電話：0761-24-8139	小松市まちづくり市民財団 電話：0761-23-5961